参考様式第５－１号

岐 阜 市 経 農 第 1231-2 号
令 和 8 年 11 月 2 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

岐阜市長 柴橋 正直

市町村名 （市町村コード）	岐阜市 （21201）
地域名 （地域内農業集落名）	芥見地区 （地頭方・野村・長屋・大舟・南町上町・大退・大洞・岩井・加野）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月22日 （第4回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

認定農業者を中心とした農地（水田）の集積・集約化を進めている。
地区内（藍川地区と大洞地区除く）の農地を3つのブロックに分け、ブロックローテーションに取り組んでいる。

（2） 地域における農業の将来の在り方

認定農業者を中心とした農地（水田）の集積・集約化を進める。
米の需給調整を行うにあたり、不公平感がでないようにブロックローテーションの取組を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	129.63 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	129.63 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	－ ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
認定農業者を中心とした農地（水田）の集積・集約化を進める。 米の需給調整を行うにあたり、不公平感がでないようにブロックローテーションの取組を継続する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくこととし、担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
（3）基盤整備事業への取組方針
各務用水4期エリアは水路補修工事を行っており、農業水利施設の長寿命化を図っている。将来的にも、各務用水5期エリアにて、取水口、除塵機、水路工の整備を行うことで、農業水利施設の長寿命化を図る。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
人手不足に対応するため、地元出身者やその親族及びその他、外部からの人材を受け入れ、地域での育成に取り組む。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】